

# 文教警察委員会会議記録

文教警察委員長 大友 栄二

## 1 日 時

平成31年3月12日（火） 午前10時01分から  
午後 0時10分まで

## 2 場 所

第2委員会室

## 3 出席した委員の氏名

大友栄二、三浦正臣、古手川正治、末宗秀雄、藤田正道、平岩純子、河野成司

## 4 欠席した委員の氏名

なし

## 5 出席した委員外議員の氏名

なし

## 6 出席した執行部関係者の職・氏名

教育長 工藤利明、警察本部長 石川泰三 ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

- (1) 第1号議案のうち本委員会関係部分及び第29号議案から第33号議案までについては、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 第19号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することを全会一致をもって決定した。
- (3) 久住高原農業高等学校の開校準備及び大分県立くじゅうアグリ創生塾の開設準備状況について、香川県との共同運航における実習船の運航準備状況について並びに平成30年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果についてなど、執行部から報告を受けた。
- (4) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることにした。

## 9 その他必要な事項

なし

## 10 担当書記

議事課委員会班 主査 矢野順子  
政策調査課政策法務班 主査 熊野彩

# 文教警察委員会次第

日時：平成31年3月12日（火）10:00～

場所：第2委員会室

## 1 開 会

## 2 警察本部関係

10:00～10:20

### (1) 付託案件の審査

第 1号議案 平成31年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）

### (2) その他

## 3 教育委員会関係

10:30～12:10

### (1) 合議案件の審査

第 19号議案 職員の給与に関する条例等の一部改正について

### (2) 付託案件の審査

第 1号議案 平成31年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）

第 29号議案 実習船の共同運航に係る事務の委託について

第 30号議案 権利の放棄について

第 31号議案 大分県文化財保護条例等の一部改正について

第 32号議案 大分県立スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

第 33号議案 平成31年度における県立スポーツ施設建設事業に要する経費の市町村負担について

### (3) 諸般の報告

①久住高原農業高等学校の開校準備及び大分県立くじゅうアグリ創生塾の開設準備状況について

②香川県との共同運航における実習船の運航準備状況について

③平成30年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について

④大分県の文化部活動の在り方に関する方針について

### (4) その他

## 4 協議事項

12:10～12:15

### (1) 閉会中の継続調査について

### (2) その他

## 5 閉 会

## 会議の概要及び結果

**大友委員長** ただいまから、文教警察委員会を開きます。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案6件及び総務企画委員会から合議のありました議案1件であります。

この際、案件全部を一括議題とし、これより、警察本部関係の審査を行います。

まず、第1号議案平成31年度大分県一般会計予算のうち、警察本部関係部分について、執行部の説明を求めます。

**石川警察本部長** 本日の委員会では、付託案件として平成31年度大分県一般会計予算について御説明します。

同案件については、警務部長から説明いたしますので、どうぞよろしくお願ひします。

**山田警務部長** 第1号議案平成31年度大分県一般会計予算のうち、警察本部関係について、御説明します。

お手元の資料平成31年度警察本部予算概要の2ページをお開きください。

平成31年度警察本部の当初予算額は、表の一番左の欄、区分欄の警察本部①の計の欄に記載のとおり、2億62億7,131万7千円です。

これを平成30年度当初予算額と比較いたしますと、表の一番右の欄、前年度対比の欄に記載のとおり、1億2,224万5千円の減額となっています。

これは、人件費が退職者の減少に伴う退職手当の減額等により、2億7,610万2千円の減額となったこと及び事業費が鑑識科学センターの建設工事の完成等により、9億4,614万3千円の減額となったことによるものです。

それでは、予算概要の順に沿って御説明します。

5ページ、公安委員会費です。

一番左の欄、事業名の欄、一番上の委員報酬678万円については、公安委員3人の報酬です。

その下の公安委員会運営費187万5千円については、公安委員及び事務局職員の旅費など公安委員会の運営に要する経費です。

6ページ、警察本部費です。

給与費208億1,505万2千円については、警察官2,092人、一般職員345人、計2,437人に対する給料、手当等の人件費です。

7ページ、警察運営費15億2,845万7千円については、各団体が実施する事業への補助金、児童手当、警察職員貸与被服調製費、赴任旅費や庁舎の光熱水費等が計上されている警察運営諸費等です。

9ページ、装備費です。

警察装備費4億1,601万6千円については、ヘリコプターの特別点検整備等に要するヘリコプター資機材等整備事業費や車両、警察官装備貸与品等維持修繕費、車両等燃料費等です。

10ページ、警察施設費です。

事業名欄一番上の国東警察署整備事業費2億1,256万8千円については、国東警察署の新庁舎建設予定地の取得・造成等に要する経費です。

その下の交番・駐在所建設費9,673万4千円については、大分南警察署管内の挾間、石城川の2駐在所を統合し、新たに交番を建設するための経費及び老朽化した竹田警察署署長公舎の建て替えに要する経費です。

その下の警察施設改修費8,607万2千円については、航空隊のヘリ格納庫補修工事など警察施設の改修を行うものです。

その下の交通安全施設整備費6億1,091万4千円については、道路交通の円滑化と安全を確保するため、信号機や道路標識等の整備を行うものです。

その下のおもてなしの交通環境整備事業費7,823万4千円については、ラグビーワールドカップ大分開催に備え、国内外から来県する観

光客等にとって、安全で快適な交通環境を整備するため、摩耗の進んだ横断歩道の改修等を3か年で集中的に行うこととしており、その2か年目です。

その下の交通安全施設維持管理費3億7,842万5千円については、交通信号機等の電気料、回線専用料など交通安全施設の維持管理等に要する経費です。

一番下の警察庁舎等維持修繕費4,009万7千円については、警察庁舎等の維持修繕等に要する経費です。

11ページ、運転免許費です。

事業名欄一番上の認知症等早期発見支援事業費855万2千円については、運転免許更新時等に認知症等の運転者を早期に発見し、医療機関への受診勧奨など、よりの確な対応を行えるよう、3名の非常勤の保健師等を運転免許センターに継続配置するものです。

その下の自動車運転免許事務費6億6,395万1千円については、更新時講習業務委託料、処分者講習業務委託料等です。

12ページ、恩給及退職年金費です。

警察恩給費3千万8千円については、昭和37年11月以前に退職した警察職員及びその遺族、合計33人に対する恩給の支給に要する経費です。

13ページ、警察活動費です。

事業名欄一番上の特殊詐欺水際対策強化事業費1,672万4千円については、電話で高齢者等に対する注意喚起を行うコールセンター委託等、特殊詐欺犯罪被害を水際で阻止するために要する経費です。

その下の子供見守り街頭防犯カメラ設置支援事業費500万円については、自治会や自主防犯団体等が、子どもの通学路等に防犯カメラを設置する場合に、1団体50万円を限度に、その所要額の2分の1を補助するものです。

その下の地域防犯力強化育成事業費2,049万円については、児童・生徒の非行防止やいじめ事案の早期発見・被害拡大防止等の対策の充実を図るため、県内8ブロックの拠点警察署にスクールサポーター8名の継続配置等を行う

ものです。

その下の空き交番・県民安全相談対策事業費6,356万1千円については、空き交番の解消とパトロールの強化を図るため交番相談員20名を、また、警察安全相談への迅速・的確な対応を図るため警察安全相談員8名を、それぞれ継続配置するものです。

その下の装備資器材等充実強化費8,596万4千円については、捜査用資器材等の整備に要する経費です。

14ページ、事業名欄一番上の一般警察活動費2億9,992万円については、公益社団法人大分被害者支援センターに相談・支援事業及び講演会等の開催事業を委託するための被害者支援事業費や電話専用料等通信運搬費、旅費等です。

その下の刑事警察費2億7,031万4千円については、機器のリース及び回線料等の維持管理のための捜査支援システム整備事業費、少年補導員等の活動等のための少年非行防止活動推進事業費、報償費、旅費等です。

15ページ、事業名欄一番上の高齢者交通事故防止総合対策事業費557万1千円については、高齢者の交通事故を防止するため、参加体験型講習用機材を活用した交通安全教育や運転免許証の自主返納の促進等を行うものです。

その下の110番通信指令システム管理事業費6,436万2千円については、平成32年2月に現行の110番通信指令システムのリースが終了することから、より高度化したシステムへ更新するとともに、総合指揮室映像表示システムを更新整備するものです。

その下の警察無線機更新事業費1億1,518万5千円については、新規事業です。

これは、電波法の下位規程である無線設備規則の改正に伴う規格変更に対応するため、平成31年度から2か年で更新整備したいと考えており、その初年度分として無線機152台の更新整備を行うものです。

その下の交通事故総量抑止対策推進事業費2,600万円については、事業概要欄に記載の3項目のうち、一番上の大分県運転・横断マナー

向上推進事業費が新規項目です。

これは、歩行者事故における死傷者の約6割が道路横断中であったことなどから、運転マナー向上のためのテレビCMや新聞広告による広報活動及び横断マナー向上のための県民と協働した街頭啓発活動を行うものです。

その下のラグビーワールドカップ対策事業費5,920万2千円については、新規事業です。

これは、ラグビーワールドカップ大分開催に伴う警備活動に必要な資機材の整備や通訳に要する経費です。

16ページ、交通指導取締費2億6,528万9千円については、高齢歩行者への反射材の配布や若年運転者に対する体験型講習等のための交通事故抑止強化対策推進費、機器のリース及び回線料等の維持管理のための自動車保管場所申請ワンストップサービス推進事業費、機器のリース及び事務の委託等のための違法駐車対策推進事業費、報償費、旅費等です。

**大友委員長** 以上で説明は終わりました。

質疑、御意見はありませんか。

**末宗委員** 11ページ、認知症で850万円ほどあり、中身は医療系専門職員と書いてあるけど、事業内容は分かるんですか、詳しく教えていただきたい。

**原田交通部長** これは、嘱託の保健師等を採用してしまっていて、運転免許センター等に更新へ来た際に、認知症になっている、なっていないというところの判断はできないんですけども、その方が質問表に書いた自主申告の内容とかを見て、病院への診察を勧めたり本人から聞き取りをしたりして、自主返納が可能であれば勧めるという制度です。

**末宗委員** それじゃあ、3名というのは、臨時か何か、嘱託……（「嘱託です」と言う者あり）嘱託やね。

**原田交通部長** これは、平成28年からやっています、最初は保健師2名だったんですけども、翌年からは1名増員して、保健師を3名にしました。平成30年は、保健師2名、看護師1名ということで、今は3名体制でやっています。これをまた継続で行うというものです。

**末宗委員** これ免許証関係って分からなかったんよ。ちょっとでいいけん、免許関係というような意味合いを書いていただいたらね。その下に、よう見たら自動車運転免許とか書いちゃうけど、分からなかったもんじゃき。

**原田交通部長** 字が小さいですが、右上の目の欄に運転免許費と。（「どっかあるのかな」と言う者あり）はい、右上の。（「ああ、ここまで見らんと分からんね。はい、いいです」と言う者あり）

**河野委員** 15ページ一番下のラグビーワールドカップ対策事業費の必要な資機材の整備等に要する経費、13ページには装備資器材等充実強化費というのが別途あり、それと9ページの警察装備費——これは備品関係なのかなと思ったんですけど、13ページと15ページについて、目的、内容が大きく異なるものなのかということについてお伺いしたいのと、ラグビーワールドカップ終了後の資機材の扱いについてお聞かせください。

**田原会計課長** 予算概要の13ページの装備資器材等充実強化費の器材については、重要犯罪などの捜査活動を迅速に行うためのシステム等のリース料とか、そういった経費になります。

それから、15ページのラグビーワールドカップの関係ですけれども、この分については、ラグビーワールドカップの開催のときに必要な車を止めるための機具のリースといった経費、要はラグビーワールドカップのための資機材ということになります。（「その終わった後」と言う者あり）終わった後、リースにしている分は当然返しますし、買ったものについては、県警全体で必要なものに使っていくということになります。

**河野委員** ラグビーワールドカップ対策事業費について、財源内訳が繰入金という形になっているんですけども、この繰入金はどこからの繰入金なんでしょうか。

**田原会計課長** 大分県スポーツ振興基金です。

**大友委員長** ほかによろしいでしょうか。

**平岩委員** 分からないから教えていただきたいんですけど、こじつけて言えば、15ページの

運転マナーの推進に関わるかなと思うんですけど、自転車は車道を走るんだという認識がだんだん浸透しているなというのを運転していると思います。歩車分離信号のときに、歩車分離じゃないところは赤信号になったら自転車も止まりますよね。でも、歩車分離の信号機があるところで、歩行者用の信号が青になっているときに渡っている自転車の人がとっても多いんですよね。駅前の歩車分離も青になったら歩行者が一斉に渡り出すという、あそこはスクランブルになっていないんですけど、自転車がだーっとスクランブルでやってきているというような状況です。一昨日植田のところを走っていたら、自転車は歩行者用信号に合わせて止まってくださいみたいな立て看が出ていて、これは警察が立てたんじゃないかと思いついて見ました。えっ、それって違うんじゃない、自転車は車の信号に合わせて止まるんじゃないかなと思ったんですけど、ちょっとそこら辺が私もごちゃごちゃになっているので、自転車はどうあらねばならないかというのを教えてください。

**原田交通部長** まず自転車の通行方法なんですけど、もちろん車道通行が原則です。だから、車両用の灯火に従う、車と同じ灯火です。ただ、自転車歩道通行可という、歩道を通っていいですよという標識があります。そこについては、自転車は歩行者を妨害しない範囲で通り、通るときには車道側を通りなさい。歩行者については車道から遠い方を通りなさいという道交法上の基準があります。

続いて、横断歩道については、原則は自転車も車両ですので車両用灯火に従うべきなんですけども、中には横断歩道で自転車と歩行者両方のマークがあるところがあります。そこは同じく歩行者に注意しながら自転車も横断していいですよとなっています。そこについては、例えば、自転車通行可の歩道をずっと来た自転車が、そのとき歩行者用が青だから行けなくなれば、そこで止まらないといけない状態になる。であれば、何で歩道通行可にしたのかということになるので、そういうところの信号機は、歩行者、自転車用の信号機になっています。

**平岩委員** ありがとうございます。それを知らなかったものですから。じゃ、駅前の交差点は自転車も歩行者もそういう信号なんですね。すみません、今度よく見ます。

**原田交通部長** 記憶にないので、また調べて回答させていただきたいと思います。

**平岩委員** 見に行きます。ありがとうございます。

**末宗委員** ちょっと関連。今、スクランブルと四つとも信号が青のところの交差点でスクランブルじゃないということ言うたんだけど、違いは何。

**原田交通部長** スクランブル交差点は、例えば、大分市内でいくと、トキハの前とオアシスの前、中央の交番がありますけれども、あその前を去年スクランブルにしました。

**末宗委員** オアシスはスクランブル。（「前の、はい」と言う者あり）ああ、それは知らなかったです。スクランブルのマークがないんですけど。

**原田交通部長** いや、表示は引いていないんですけど、始まりのところだけ斜めに引いていると思うんですよ。（「そういう違いがあるわけね」と言う者あり）はい。スクランブルにするところとしないところの差は、スクランブル交差点であれば斜めに横断してもいいんですよ。スクランブルじゃない全4方向が青の交差点については、L字に渡らないとだめというのが原則です。その違いです。（「四つとも青じゃけね」と言う者あり）

本当は、歩車分離したところについては全てスクランブル交差点にすべきだと思います。ただ、斜め横断するのは真つすぐ横断するのに比べて時間がかかります。信号は高齢者の歩く速度に応じて設定しており、歩行者用の斜め横断オクケーという、その分青の時間を増やさないと悪くなります。そうすると、今度車道側の縦横の信号機の青の時間を削らないと悪くなる。あんまり大きい交差点を歩車分離してスクランブルにしまうと、どうしても車両の方の交通渋滞が発生してしまいます。道交法上、交通の円滑な流れを図ることも目的としてありますので、比較検討しながら、できるところについ

てはスクランブルでやっていくと。オアシスのところをスクランブルにした理由は、あそこは脇道がものすごく狭くて、斜めにしても横断の時間がそんなに変わらなかったの、車道側の青を若干削るだけで良かったからです。

**末宗委員** ちょっと1点。スクランブル等はいいんだけど、四つとも青やったら斜めに行ったら時間かかるという、それも分かるんだけど、横に行って、四つとも青じゃき、横に行ってまた横に行ったら斜めに行くより随分時間かかるわね。そこの辺りの判断が難しいなど。四つとも青やったらねというような気分でもありますが、まあいいや。

**大友委員長** ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

**大友委員長** ほかに御質疑等もないので、これで質疑を終わります。

なお、採決は、教育委員会関係の審査の際に一括して行います。

これで付託案件の審査を終わります。

以上で予定の案件は終わりましたが、この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**大友委員長** 別にないようですので、これをもちまして、警察本部関係の審査を終わりますが、ここで一言、私からお礼を申し上げます。

〔大友委員長挨拶〕

〔石川警察本部長挨拶〕

**大友委員長** ありがとうございます。

それでは最後に、この春で御退職される皆さんから一言お願いしたいと思います。

〔高山刑事本部長挨拶〕

〔原田警備本部長挨拶〕

〔後藤運転免許課長挨拶〕

**大友委員長** それでは、これをもちまして、警察本部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

〔警察本部退室、教育委員会入室〕

**大友委員長** これより、教育委員会関係の審査を行います。

それでは、次第に沿って委員会を進めます。

まず、総務企画委員会から合い議のありました、第19号議案職員の給与に関する条例等の一部改正についてのうち、教育委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

**工藤教育長** 一言御挨拶を申し上げます。

大友委員長をはじめ、皆さま方には常日頃から教育行政の振興にいろいろと御協力、御尽力をいただいていますこと、改めて感謝申し上げます。

本日の委員会では、31年度当初予算案を含む議案7件、諸般の報告4件について説明・報告いたします。

各事項は担当課室長から説明します。

どうぞよろしくお願いします。

**法華津教育人事課長** 議案書の200ページ、第19号議案職員の給与に関する条例等の一部改正について御説明します。

配布資料の1ページ、1の改正理由ですが、香川県との実習船の共同運航開始に伴い、規定の整備等を行うものです。

2の改正内容ですが、まず、(1)の職員の給与に関する条例の一部改正については、実習船が、新大分丸499トンから翔洋丸675トンと大型化することに伴い、海事職の職務内容等を規定する海事職給料表級別基準職務表の実習船の規模等について、中型船舶(1種)を大型船舶(3種)に改正するとともに、船長等の職務の級について、同様の改正を行うものです。

次に、(2)の学校職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正については、大分県立海洋科学高等学校に勤務する海事職の職員が漁業実習の指導に従事したときに支給される特殊勤務手当について、既に同様の手当を廃止している香川県との均衡等を考慮し、廃止するものです。

3の施行期日については、共同運航を開始する平成31年4月1日としています。

**大友委員長** 以上で説明は終わりました。

質疑、御意見はありませんか。

**河野委員** 共同運航ということなんですけども、操船業務については、両県で交替という形で対応するんですか。

**法華津教育人事課長** 4月1日から就航します翔洋丸には23人の船員が乗ります。当初は15人が大分県の職員、8人が香川県の職員で出発しますが、その後、退職が出ると香川県が採用して、最終的にはほぼ同数に近い職員構成とする予定です。

**河野委員** 将来に備えて大分県から船長を出してもいいようにするという趣旨の規定整備なのか、4月から大分県の職員が船長となるのか。

**法華津教育人事課長** 現行の新大分丸の船長が翔洋丸の船長として就任をする予定になっています。

**末宗委員** これは要するに、大分県と香川県の給料のバランスを考えて、大分県の給料がいいから香川県の方に格下げするという形だと思うんだけど、大分県の給料ってそんなに全国的に恵まれちよるの。

**法華津教育人事課長** 今回の特殊勤務手当の見直しについてですけども、この共同運行というのが既に山口県、福岡県、長崎県で実績があります。その際、福岡県と長崎県については、本県と同様の漁獲手当などがあったんですけども、山口県にはなかったということで廃止をした経緯があります。

今回の香川県との共同運行にあたり、その先行県を参考にして、大分県も手当を廃止することとしたものです。

**末宗委員** いや、言いたいのはね、大分県の給与がずっとよかったら、これを廃止するのは構わないけど、給与のバランスというのは、県内の教員とかには問題がないのかなと。

それと大分県はよその県よりどのくらい給与がいいんかね。今まで日本の社会では、待遇のいいところに合わせて改定してきよったんやけど、待遇の悪い方に合わせるとするのはちょっと奇異に映ったもんやけんね。

**法華津教育人事課長** さきほど先行して共同運行を実施している3県の状況をお話ししましたけども、3県とも給与の規定についてはそれぞれの県の規定に基づき支給をしているところです。

今回の漁獲手当については、もともと漁獲物

ですね、捕った魚の売払金額から販売手数料を差し引いたものの18%を分配するものです。今後は香川県と一緒に実習を行うんですけども、その香川県と一緒に捕ったものを大分県だけが分配するというにはなかなかありませんので、今回、船員の了解を得て廃止に至ったものです。

**末宗委員** 大体意味は分かったけど、一番民間と違うのは、役所はものすごく特殊勤務手当が多いんですよ。仕事するのに特殊勤務手当がそげん要るのかなという気持ちは前から持つとるんじゃないけどね。それから、本当はこういうのをあたる時にほかとのバランスを考えて、要らんのは要らんようにするのが本来の姿だとは思いますが、まあ意見にとどめておきます。

**大友委員長** ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

**大友委員長** ほかに御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**大友委員長** 御異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定いたしました。

以上で、合い議議案の審査を終わります。

次に、付託議案の審査を行います。

まず、第1号議案平成31年度大分県一般会計予算のうち、教育委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

**工藤教育長** 議案書の1ページをお開きください。

第1号議案平成31年度大分県一般会計予算の教育委員会所管分について、説明します。

別にお手元に配付しています平成31年度教育委員会予算概要の2ページ、平成31年度教育委員会予算です。

教育委員会の予算額は、左から2列目予算額(A)欄の上から3段目にありますように1,122億4,050万5千円です。

これを右から3列目の30年度当初予算額(B)と比較しますと、その右の欄にありますように、額にして、44億5,765万4千円、率にしますと、3.8%の減となっています。

内訳はその上にありますとおり、人件費が約3億4千万円の減、事業費が約41億円の減となっています。

人件費の減は、教職員数の減などに伴うものです。

事業費の減は、本年4月完成予定の県立武道スポーツセンターの建設に係る経費が約31億円の減額となることに加え、本年4月に統一地方選挙が行われることから、骨格予算として編成される当初予算の段階では、県立学校の施設整備に係る経費が約11億円の減額となることが主な要因です。

続いて、新規事業を中心に、主な事業について、担当課長より一括して説明します。

**佐藤教育財務課長** それでは、教育委員会の主な事業について、個別に説明します。

平成31年度教育委員会予算概要の16ページ、事業名欄上から2番目の教育庁ワークセンター設置運営事業費884万1千円です。

この事業は、障がいのある特別支援学校生徒の一般就労を促進するため、教育庁内にワークセンターを設置し、高等部の卒業生を一定期間、最長で3年間雇用して一人一人の障がいの特性に応じた職場実習を行うことにより、労働習慣や必要なキャリアの習得を支援し、企業への一般就労へとつなげるものです。

40ページ、高等学校施設整備事業費17億7,355万7千円です。

この事業は、教育環境の改善を図るため、大分豊府高校など14校の大規模改造工事等を実施するものです。

また、新たに県立高校の空調設備を整備するとともに、保護者、PTAに負担いただいている維持管理経費を公費で措置し、安全・安心な教育環境の整備と保護者負担の軽減を図ります。

43ページ、事業名欄上から2番目の盲ろう学校施設整備事業費1億1,502万6千円です。

この事業は、盲・聾学校の学習環境の改善を図るため、盲学校敷地内に移転予定の聾学校と盲学校が共同で使用する新寄宿舎の建設など、第3次特別支援教育推進計画に基づく施設整備等を実施するものです。

44ページ、事業名欄上から2番目の支援学校施設整備事業費1億181万3千円です。

この事業は、盲・聾学校を除く特別支援学校教育環境の改善を図るため、来年度は日田支援学校の大規模改造工事等を実施するものです。

53ページ、事業名欄上から2番目のいじめ・不登校等解決支援事業費1億4,830万6千円です。

この事業は、児童生徒や保護者の悩み等に対応するため、専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを配置するなど、生徒指導体制や教育相談体制の充実と関係機関との連携強化を図るものです。

31年度は、スクールカウンセラーを4名増員し、全ての公立小中学校、高校、特別支援学校への配置を完了するとともに、新たに、SNS等を用いた通報・早期対応システムを試験的に導入します。

56ページ、事業名欄上から3番目の県立高校自転車通学生ヘルメット着用推進事業費326万8千円です。

この事業は、自転車通学生の頭部損傷による死亡事故等を防止するため、ヘルメット着用の義務化に向けたアンケート調査や普及啓発を行うとともに、県立高校生を対象に募集するモニターのヘルメット購入費を助成するものです。

59ページ、事業名欄上から2番目の中学校学力向上対策支援事業費3億1,554万3千円です。

この事業は、課題となっている中学校の学力向上を図るため、客観的な数値目標を盛り込んだ推進計画を策定し、組織的な授業改善に取り組む市町村に習熟度別指導推進教員を配置するとともに、基礎・基本の定着と活用力の理解度を把握するため、学力定着状況調査を実施するものです。

31年度は、現在の数学と英語に、国語、社

会、理科を追加して問題データベースの配信を行います。

61ページ、事業名欄上から2番目の幼児教育推進体制充実事業費1, 160万5千円です。

この事業は、県内幼児教育施設における幼児教育の質の向上を図るため、義務教育課内に大分県幼児教育センターを設置し、幼児教育アドバイザーが公立・私立の枠を超えて幼稚園・認定こども園・保育所の巡回訪問による助言や園内研修の支援を行うとともに、キャリアステージ別の集合研修や地区別の合同研修を実施するなど、幼児教育の推進体制の充実を図るものです。

62ページ、事業名欄上から3番目の特別支援学校キャリアステップアップ事業費3, 356万3千円です。

この事業は、さきほど説明した教育庁ワークセンター設置運営事業費と同様、障がいのある特別支援学校の生徒の一般就労を促進するため、高等部の卒業生を一定期間雇用し、労働習慣や必要なキャリアの習得を支援するものです。

31年度は、本年度、特別支援学校で雇用している3名を引き続き同地域内の高等学校で雇用し、特別支援学校では、新たに12名を雇用します。

67ページ、事業名欄一番上の学びの接続推進事業費2, 366万4千円です。

この事業は、2021年度の大学入学者選抜実施要項の見直しを見据え、児童生徒の学力向上を図るため、授業改善を推進し、小・中・高等学校を通じた一体的な指導体制を確立するものです。

31年度は、英語のスピーキング力の向上を図るため、タブレット型端末を活用し、ALTと生徒が1対1で英会話を行うオンライン授業を導入します。

69ページ、事業名欄一番上の大分の農林水産業を牽引する担い手育成推進事業費3, 807万4千円です。

この事業は、本県の農林水産業を牽引する力強い担い手を育成するため、農林水産高校生を対象とした実践的な研修等を行うものです。

31年度は、4月に開設予定のくじゅうアグリ創生塾において、先進的な農業者や企業・大学などと連携した実践的な研修と、テレビ会議システムの導入による県内農業系高校9校との遠隔授業を実施します。

また、各学校では、本年度から推進しているGAP・HACCPの手法による生産工程管理システムの導入に加え、新たにグローバルGAPの認証取得を推進していきます。

76ページ、事業名欄上から2番目の子ども科学体験推進事業費1, 845万9千円です。

この事業は、小・中学生の科学に関する好奇心や探究心を育むため、少年少女科学体験スペースO-Laboを設置し、企業・大学・高校と連携した科学体験講座を実施するものです。

31年度は、ドローンやプログラミング教材を導入し、常置するとともに、高校や香々地・九重青少年の家を活用した観察・実験を行うなど、講座の開催回数を拡大し、子どもたちの参加機会の拡充を図ります。

89ページ、事業名欄一番下の子どもわくわく文化体験事業費339万1千円です。

この事業は、国民文化祭・全国障害者芸術・文化祭を契機とした子どもたちの芸術文化に対する興味・関心の高まりを生かし、ラグビーワールドカップの来場者におもてなしの心を伝えるため、文化庁所属高校生による外国人向け文化体験活動の実施や、中学生による英語を用いたウェルカムカードの作成等を行うものです。

最後に、102ページ、事業名欄一番上の学校部活動充実支援事業費3, 322万5千円です。

この事業は、教員の部活動指導にかかる負担軽減と経験者による指導の充実を図るため、公立中学校に部活動指導員を配置する市町村に助成するとともに、県立学校に部活動指導員を試行的に配置するものです。

31年度は、合理的かつ効率的・効果的な部活動を推進するため、専門家の学校派遣等によりスポーツ医科学の知識の共有を図るとともに、総合型地域スポーツクラブへの部活動の一部移行に向けた実践研究や複数校間で種目を分担す

る「拠点校方式部活動」の実践研究など、地域の実情に応じた新たな部活動モデルの創出を図ります。

以上で、教育委員会の平成31年度一般会計予算についての説明を終わります。

**大友委員長** 以上で説明は終わりました。

質疑、御意見はありませんか。

**藤田委員** 56ページ、県立高校自転車通学生ヘルメット着用推進事業ですけれども、朝街頭で立っているときに、中高生にインタビューをしたんです。こういう事業が入りますよと、将来的には高校生もヘルメット着用になるみたいですがどう思いますかと言うと、一様に嫌な顔をしていました。

去年、センター試験の翌日に舞鶴高校生が自転車の後ろから軽自動車に衝突されて、意識不明の重体となったので、頭を守るというのはとっても大事なことだと思います。せっかくこういう事業をやるので、やっぱり生徒たちにも自分の身を守るという観点でしっかり考えてもらう機会を作るといいなと思っています。

具体的にこのモニターをやって、その先、どういうスケジュールと言うか、どういう取組を考えているのかというのを1点お伺いしたいと思います。

それともう一つが、102ページの学校部活動充実支援事業ですね。新規事業で合理的かつ効率的・効果的な部活動ということで、現場——公立・私立問わず、部活動を指導されている方からは、この課題で悩まれていると言うか、どうしたものかなという声をよく聞くんですけども、現時点で、その休養日、活動時間の設定等に関してはどのような取組が考えられているのかという2点をお伺いします。

**宗岡学校安全・安心支援課長** 自転車通学生のヘルメット事業についてお答えします。

今、委員がおっしゃったとおり、ヘルメットは女子高生含めて、なかなかかぶりがたないだろうなという思いはありますけれども、頭部損傷の事故がやはり多いですね。死亡事故も頭部損傷が多いということで、子どもたちが自分たちの命を自分たちで守るといふ、交通社会

の一員としてハンドルを握る者がしっかりと責任を果たすといったところの教育をこれまでも進めていますけれども、生徒会等を中心にしながら、2年間モニターしようと考えています。このモニターを進める中でアンケート調査もしながら、そういった意識をしっかりと根付かせていく。基本的にはモニター制度で行うんですが、片方で学校の教育の中で交通安全教育をしっかりと進め、そして生徒会も使いながらやっていく。両方並列にしながら、最終的な狙いとしては、子どもたちが自分たちで自分の命を守ると。そういう意識をしっかりと高められるように進めていきたいと思っています。

まずは、4月に保護者、それから全ての高校生に対して意識調査を行いたいと思います。そして、3か月ぐらいたったときにモニターをしている子どもたちの意識調査をやりたいと。それから、モニター生を活用しながら、全校の子どもたちに自分たちで自分の命を守る意識であるとかをしっかりと根付かせ、交通安全教育を進めるといったことも考えているところです。

**井上体育保健課長** 運動部活動の適切な休養日、それから活動時間の設定に関する取組状況ですが、昨年の8月に大分県の運動部活動の在り方に関する方針を県で策定し、それを中学校に対しては市町村の教育委員会に通知しました。昨年12月末までに市町村の方針を出していただきたいと。それから、それを各学校に今度は下ろしていただきたいと。年明けから各学校でこの部活動の活動時間等の学校ごとの方針を作っており、4月から運用開始となります。

子どもはただ通知しただけではなくて、この活動時間等についてはしっかりと行われているかどうかということも随時追跡調査したいと考えています。具体的には中学校は平日2時間程度、それから休養日は3時間程度ということで方針を出しています。

**藤田委員** 最初の自転車の方は、義務化という文字が事業の中であるんですけども、義務化するの、例えば、条例を作る、あるいは校則で義務化するのかどっちなのか分かりますか。

**宗岡学校安全・安心支援課長** 今、国で自転車

活用推進法が施行され、大分県も土木建築部を中心に自転車活用推進計画の策定準備をしています。私も準備員に入っていますが、有識者会議等の中で条例化の話も出ています。方向性は分かりませんが、推進計画にあわせて条例化というのも大分県で必要になってくるだろうなと思っています。それと、他県で自転車関係の条例を見ると、自転車を利用する者がヘルメットを着用すること、あるいは賠償保険に加入することについては努力義務となっています。

学校においても、校則の検討をしていく必要があるかと思っています。ただ、校則で決めて、そして強制的に子どもたちにかぶらせるというのも一つの方法かもしれませんが、それだけですと、先生あるいは親が見ていないところではかぶらない、校門が近づいてきたらぽっとかぶるといようなことになっては、これはもう全く意味がないので、校則化も進めながら、さきほど言った子どもの意識の醸成を保護者も含めて進めていきたいと思っています。校則だけでいくと、かぶれかぶれという生徒指導となり、先生達の負担となる部分も出てきますので、両方合わせて考えていきたいと思っています。

**藤田委員** 生徒から、ヘルメットをかぶる条例を作ってくれ、若しくは作らないでくれという陳情とか請願が出てくる可能性が。そういう取組もちょっと期待したいなと思っています。

それと、部活動は保護者の観点でいくと、やっぱり競技力について、文化系もありますけれども、心配する声というのにも実はあつたりします。ルールから外れたところが強くなるような状態を心配されている方もいますし、その辺も配慮しながら、できるだけ公平に進めていただきたいなと思っていますけれども、何かお考えがあればお伺いしたいと思っています。

**井上体育保健課長** 御指摘のとおり、保護者のニーズ、生徒のニーズ、多様なものがあります。やり過ぎたら、時間を多くかければ強くなるか、そういったことが一番課題であり、効率的な指導というのは、例えば、スポーツ医科学的な見地から言いますと、週16時間以上したらけが

につながる可能性が非常に高いということを知りながら、これはやはりいろんなニーズがあって時間がかかるんですけども、粘り強く学校現場、保護者、生徒等に訴えていきたいと考えています。

**藤田委員** 公立・私立問わず、そして、どちらかというとな国一斉に、一律で公平になるような観点で取組をぜひ進めていただきたいと思います。

**大友委員長** ヘルメットの件なんですけど、今県内で自転車通学が1万2千人ぐらいいる中で、今回2年間で1,200人のモニターということで、義務化されるか否かということがあるんですけども、義務化された場合にモニターには補助を出しているけど、その後購入するのは自費になるのかという心配の声ももう上がっているところです。もし義務化されるような場合は、そこにも補助をしっかりと考えて、公平となるようにしていただくようお願いいたします。

**河野委員** 今のヘルメットの関係について、県立学校の状況はこういうことかなと思うんですが、既に市町村立学校、特に中学生について、ヘルメットをかぶって通学されている方を結構見ます。これは例えば、校則というだけではなくて、PTAあげてとか、保護者からの御要望によってとか、いろんな状況があるのかなと思っています。義務化と言うと、何か校則とか条例とかいう話になりがちなんですけど、例えば、PTAの皆さんが自分たちの子どもはこうやって守りたいという、運動という形で広げていただくというやり方もあるのかなとも思います。市町村立学校の実態とか、その辺は何かお調べになっていらっしゃるのか。

**宗岡学校安全・安心支援課長** 詳しくは調べていませんけれども、市町村立学校においては、自転車について県PTA連合会との意見交換の中で、ヘルメット、それから賠償責任保険については協議しています。大分県内でも一部地域で中学生がヘルメットをかぶっていないところがありまして、そこも保護者の方で何とかかぶらせたいという方向で今動いていますので、これは私どもも一緒に協議しながら進めています。

それと、もう一点は、先日会派別説明会のときに委員から、小中学生——特に中学生が通学のときにヘルメットをかぶっているのので、この中学生にも抽出でアンケートを取って、命を守るということ、それからヘルメット着用についての認識について意見を聞いてみたらどうかという御意見をいただきました。その辺を含めて、中学校の実態も把握したいと思います。

**河野委員** 62ページの特別支援学校キャリアステップアップ事業について、一定期間雇用するという事なんですが、例えば雇用している期間中であっても、就労先とのマッチングができた場合については、マッチングを優先して一般就労に移行させる。それによって、空きができるものについては、卒業生の未就労の方たちを雇用し事業を継続してやっていく、というような柔軟性を持っているのかについてお伺いします。

**後藤特別支援教育課長** 今お話にあったように、途中で就労先が見つければ、そちらへの実習も実施しますし、就労をさせていくという方針で考えています。また、そこで空きが出た場合は随時募集を行うということで試験を行っていく方向で考えています。

**平岩委員** 1年間大変お世話になりました。もし失礼な言動があったらお許しください。

2点質問があるんですけど、一つは議案書の中では見つけにくいんですが、ネットのところになるのかなと思ったりするんですけど、最近、中学生がゲームにはまり、深夜までずっとやってしまい、親がそれを止めきれないというのが大きな問題だと思います。その後、結局朝起きられなくてそのまま不登校になっている傾向がとても強いというのを多くの方から聞きます。親の指導が一番大事だと思うんですけど、子どものゲームの問題ですね。そこら辺りをこれから来年度にかけてどう捉えていくのかなというのが1点と、この議案の中で全部に出ているんですけど、代替の教員が不足しているというのが年間を通じてずっと言われてきました。県の教育委員会は240人、小学校から特別支援学校まで県立も含めて240人ぐらいの数が確保

できるように予算も組まれていて、きっとそれは随分と補充できていると思うんですけど、それでもやっぱり足りないというところが非常に不安な状況になっているなというのを感じます。

この前、後藤県議から県立高校の先生がお亡くなりになったというお話もありました。私は、結局産休に入った人の代替が来ないままに、義務制の先生が全部を受け持たなきゃいけない中で頭が痛いと言いながら死んでいったというようなことも聞きました。現状として、また今年も同じことが繰り返されてはいけないと思うんですね。今まで何度も質問して教育長が丁寧に答えてくださっていますので、背景としてのことは理解できているつもりなんですけれども、来年度に向けてこういう問題が起きないようにどうしていくのかということと、もう一つは、現時点で何人不足しているのかというのが分かったら教えていただきたいと思います。

**宗岡学校安全・安心支援課長** ゲーム、携帯、スマホの関係で、私どもも、この部分は非常に大きな問題だと捉えています。インターネットでの実態調査で、平日2時間以上ネット利用しているのが小学生で17.9%いると。また4時間以上使っている子どもが小学5年生で8.2%もいるという実態です。

私どもとしては、各学校を回るモラル教育を進めていますし、家庭でのルール作りも進めています。今年度、全ての学校で調査しましたけれども、スマホ、携帯の利用ルールがあると答えた家庭が小学校で58.2%、中学校で80%ということです。携帯、スマホの所持率からいくと小学校はルールありの割合が低いかなと思いますけれども、それでもルール作りが進んでいると思っています。私どもはPTAを対象に、スマホの使用時間が勉強や脳にどのように影響を与えるのかということも、大学の講師を呼んで研修会を行ったところです。

流れからいって止められないだろうと思いますが、これから学校にもお願いしながら、保護者にも使い方をしっかり理解いただくにはどういった手法があるかということも研究しながら進めていきたいと思っています。

**法華津教育人事課長** まず代替教員の未配置の状況ですが、3月1日現在、県内で義務制では43人未配置という状況です。

この原因については、これまでも申し上げてきたように、児童・生徒数の減少により、各大学の教育学部の定員が既にかつての半数程度になっているということ。そういった中で大量退職が続いており、全国的に教員の需給ギャップが生じているというのが原因です。

これを解消するためには、やはり退職者、再任用の活用というのが一番有効だろうということで、昨年2月に行われた公立学校共済組合の退職者説明会で退職者の方に協力をお願いしました。今年度はそれでも遅いだろうということで、11月、12月に配偶者も一緒に参加する退職後のライフプラン講座に私が直接行って、退職後のライフプランの一つとして、学校現場で引き続き働くことも考えてくださいとお願いに行きました。

**平岩委員** ありがとうございます。3日ほど前、たまたま朝のテレビを見ていましたら、フィリピンで子どもがインターネットカフェに入り浸ってしまっていて、ずっとゲームしているんですね。お母さんはお皿に御飯を入れて持って行って、横から食べさせているんですね、まあ、この子はこんなに痩せちゃってとか言いながら。違うだろうと思いつつ、恐ろしいなと思いました。そういうことも起きてはいけないなと思いましたので質問しました。

それから、代替の件ですけれども、今年度も4月の段階では一応みんな埋まったんですよ。いいスタートが切れるって思ったんですけど、やっぱりこれだけ若い人が多いから、お産に入る人も当然多くて、本当に今先生が来ないところは大変な状況です。もうあと2週間ですから、大分市内の大規模校の学校ではもう来ない、もう諦めたということで、1年生を5人ずつほかのクラスに分けて、やっていくしかないなということでやっているところもあります。そうすると、今度は保護者が不安に思い出して——保護者は自分の子どものことしか見ていませんので、うちの学校はこんなことで大丈夫なのかな

という声も聞きます。この問題は根本的に解決しなければならないことがたくさんあると思います。4月8日の始業式の日がいいスタートが切れるようにと思います。

一人来ないことによって周りの負担が増えて、いいものが来て、現場の悲しみとか憤りというのはもう沸点に達するなというようなものも感じます。いざとなったら市教委や教育事務所で教員免許を持っている人がとにかく行くぞみたいなところを見せていかないと納得できないような雰囲気もあります。

またこれを一緒に考えていきたいと思います。4月8日いいスタートが切れますように、ぜひよろしくお願いします。

**末宗委員** いいかね。2点ほどあるんだけど、何遍も聞いたような記憶があるんやけど、学力向上で小・中・高の九州の順位と全国の順位のその後変動がどうなっちゃうのか改めて聞きたいんだけど。

それともう一つは、小学校の統廃合について、基準があるのかどうか聞きたいんだけど。

**米持義務教育課長** 義務制、小中学校については、九州トップレベルを目指してまして、今九州トップレベルです。

**末宗委員** トップレベル。何位。

**米持義務教育課長** 1位です。全国的には、小学校が合計では9位で、中学校が21位です。

統廃合については、これは県としての指針はありませんが、市町村単位で協議会設置をして基準を決めていると聞いています。

**檜崎高校教育課長** 高等学校の学力については、測り方が非常に難しい部分があり、前回もセンター試験を受験した生徒でお答えしました。前回各教科30位台中ほどとお答えしました。今年の3年生の状況で見ますと、なかなか何位というのを確定させるのが難しい状況ですが、若干それより上昇しているような傾向はありますけれども、大体それぐらいだと認識しています。

**末宗委員** 中学校も1位やね。

**米持義務教育課長** 中学校は九州1位です。

(「1位やね。高校は九州は分からん、それも」と言う者あり)

**檜崎高校教育課長** それはセンター試験の中での話でして、大分県の場合はちょっとお待ちください。今年のセンター試験における現役生の一部のデータによれば、九州の中ではかなり上位に位置しているといったことは言えると思います。

**末宗委員** いやあのね、今年は選挙の年やきね、あんまりうかつなことは言われんき、正確に知っちゃかなと思うて今日聞いたんだけどね。

それともう一つ、統廃合で一人でも二人でも分校でやっているところもあれば、統廃合を進めている市町村も随分あるんだけど、市町村ごとじゃろうけど、県の方針はどっちじゃろうかなというのをお聞きしたいんやけど。

**中村教育改革・企画課長** 小中学校の統廃合については、国から小中学校の適正規模に関するガイドラインが出されています。市町村立学校の設置数などについては、市町村の意向を反映したのになりますので、求められた際にはそういった国のガイドラインも参考にしながら、アドバイスをしていくというのが県の立場となっています。さきほど米持課長からもありましたとおり、県としてこういう基準でやっていくといった設定の仕方はしていないのが現状です。

**末宗委員** 国のガイドラインがあるのに何で県は何もしないの。

**中村教育改革・企画課長** 市町村立学校については、その設置者の判断というところがありますので、市町村の判断を……（「いや、そんなのは分かりきつとる」と言う者あり）はい、そういうことになっています。

**末宗委員** 市町村の設置基準から何から言うたら、国のガイドラインも何もいらんじやないか、そんなの。国も県もいらん。それでガイドラインとか作るの間違うとるじゃねえか、元が。一人の学校で分校作っているところと、今度は生徒が嫌じゃ嫌じゃと言うて、分校に、そんな小さい学校に行きたくないという根本的な問題があるの。そういういい加減な答弁で何も考えんで言うならやめてしまえ。

**中村教育改革・企画課長** 市町村において、小中学校をそれぞれどういった規模で残していく

のかということについては、国の中でも一定の方針はあるんですけども、それは一つだけ答えがあるということではありません。

適正な規模に統合していくときのいいやり方もありますし、少人数の児童・生徒であっても、その学校を残しながら、残した学校での教育環境をよくしていく、教育内容をよくしていくといったような方向性をとるケースもあります。

そういった市町村の判断に応じてこういったいいやり方があるというところを示しているのが今の国の方針になっています。さきほど申し上げたことの繰り返しになってしまうんですけども、市町村のこういうふうにやっていきたいという希望に応じたアドバイスをしていくというのがスタンスになるということだと思っています。

**末宗委員** 答弁は一緒のこと言いよるんだけどね。俺が言いよるのは、国にはガイドラインとかそういう方針があつて、市町村にも方針がいろいろあつて、県はどういう方針かということ聞きよるんよ。県の方針を聞きよるのよ。そういう指導、助言から措置がいろいろできるやろうから。県の方針を聞きよるのに、国とか市町村のことに、人に押しつけて何になるの。

**工藤教育長** 今の委員のお気持ちもよく分かるんですけども、県としてどうしろと、統合しろと、若しくはそのまま行けという判断をどちらかに傾けてやるということは、これはできないと思っています。地域の実情をいろいろ考えながら、また地域で意見集約をして、その小学校、地域の教育の在り方をしっかり市町村で考えてもらうのが、あえて言えばそれが県のスタンスです。どっちにしろ、子どもたちの教育そのものを上げていくためにはどちらがいいのかということをしっかり考えてやっていきましょうねというのが、あえて言えば我々のスタンスです。今統合しているところもありますし、そのまま進んでいきたいというところもありますので、一方的にどちらに決めろと、県として方針を示すのは難しいなと思って今のような答えになりました。

**末宗委員** まあね、どっちかに決めるのはなか

なか勇氣と度胸がいるし、なかなか決めにくいんじゃないけど。たまたま地域を回っていると、俺の隣の校区なんだけど、来年二人しか入らんとするんよ。そしたら、二人の親がその学校には行かせたくないんじゃないけどどうしようか、もう統合してくれという気持ちなんじゃないけどな、と僕に言うんよ。そしたら、地域の者は学校を残さなと言えよ。地域に学校があっても、その二人がほかの学校に行ったら、もう学校の生徒はゼロになるわけやけど、そこら辺り、大分県の方針はどうなりよんかなということをお聞きしたかったんだけどね。大分県に方針がなけりゃ、あとは市町村に勝手にいいということになるんよ。そんなときは、市とやり合わなきゃしょうがないか。そういう結論でいいんですかね。

**工藤教育長** なかなか結論というのは難しいんですけども、それぞれの思いが、これは高校の合併のときにも同じようにいろんな議論がありましたけれども、やはり地域でしっかりそこは意見集約をしていって、市教委と話をさせていただくということしかないのかなと思います。

**末宗委員** 僕は県がもうちょっと積極的に方針を出すべきとは思いますがね。

**大友委員長** ほかに御質疑等もないので、これより、さきほど審査しました警察本部関係部分とあわせて採決いたします。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**大友委員長** 御異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、決定いたしました。

次に、第29号議案実習船の共同運航に係る事務の委託について、執行部の説明を求めます。

**佐藤教育財務課長** 議案書の224ページ、第29号議案実習船の共同運航に係る事務の委託について、御説明します。

配布資料の2ページ、県立海洋科学高等学校と香川県立多度津高等学校とで共同運航する実習船に係る運航事務について、効率化を図るた

めに香川県に委託するものです。

この実習船の建造と運航管理の実施主体については、平成28年4月に締結した覚書において、設計・建造は大分県、運航管理は香川県となっていることから、運航管理事務を委託することになるのですが、他の都道府県に委託するには議決が必要なことから、今回、提案しているところです。

委託に関する規約には、委託する事務の内容や、収入、経費、予算、決算等の会計関係の取扱い、定期的な連絡会議の開催などを盛り込んでおり、施行期日は共同運航を開始する平成31年4月1日としています。

議決後は、規約の県報での告示や総務大臣への届出などを進めます。

なお、運航準備状況については、後ほど諸般の報告において高校教育課長から説明します。

**大友委員長** 以上で説明は終わりました。

質疑、御意見はありませんか。

**河野委員** これまで何回か伺ってきましたけれども、この共同運行に関する事故等の取扱い、責任の分担について今後詳細を詰めていくというお話を今まで聞いていたんですけど、この段階ではまだ盛り込まれない、細目的なものは別途あるということによろしいでしょうか。

**檜崎高校教育課長** これまで大分県と香川県がいろいろな事前協議をする中で、実習船安全管理マニュアルですとか、実習船船内生徒心得等を策定していきまして、例えば、船内でのレベルの軽いものから重大事案まで、各レベルに分けた対応マニュアルを現在策定しているところです。

**河野委員** 実習船に関しては他県の例も含めて、大分県でも行方不明事件が起きました。また、それ以外にも暴力行為による死亡事件等が発生した例もありますね。そういった部分から、この運行責任、生徒の安全責任というものをどちらがどれほど負担するのかという部分について重要事項かなと思っていましたものですから、その協議内容が実際どこまで詰められているのかについて示せますか。

**檜崎高校教育課長** 現在最終案をまだ詰めているところです。まだ今は最終的なものをお示しできる状況ではないと考えています。

**河野委員** はい、分かりました。

**大友委員長** ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

**大友委員長** ほかに御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**大友委員長** 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第30号議案権利の放棄について執行部の説明を求めます。

**樋口人権・同和教育課長** 議案書の226ページ、第30号議案権利の放棄について御説明します。

配布資料の3ページをお開きください。

まず、1の当該奨学金制度の概要ですが、この奨学金は、旧地域改善対策特定事業対象地域の教育の充実を図るため、同和関係者で経済的な理由により高等学校等において修学することが困難な者に対し、無利息で貸与し、20年間で返済するものです。

今回、放棄する債権額は、2に記載していますが、平成8年度から10年度に貸付けた1件、87万4,660円のうち免除額21万8,665円を除いた返還未済額65万5,995円です。

次に、3の当該債権を放棄する理由です。主たる債務者及び連帯保証人に係る免責許可の決定が確定したことにより、当該債権について回収が不能と認められるため、権利の放棄を行うものです。

次に、議案書における債務者の表記です。

この奨学金の対象が同和関係者に限定されていることから、貸付金の名称と同時に債務者の住所及び氏名を公表した場合、債務者が同和関係者であることが明らかになり、社会的差別の原因となるおそれがあるため、住所及び氏名は非公表としています。

最後に、未収金の回収の取組です。未収金については、貸付金の原資が県民の税金であることを強く認識し、今後も返還者やその関係者の人権に最大限に配慮しながら、引き続き積極的に回収に努めますが、今回同様に回収不能な状況に至った場合は、債権管理の効率性から権利放棄等による債権の整理を進めたいと考えています。

**大友委員長** 以上で説明は終わりました。

質疑、御意見はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**大友委員長** 別に御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**大友委員長** 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第31号議案大分県文化財保護条例等の一部改正について、執行部の説明を求めます。

**阿部文化課長** 議案書の227ページ、第31号議案大分県文化財保護条例等の一部改正について、御説明します。

配布資料の4ページ、このたび、文化財をまちづくりに生かし、地域社会総がかりで、その継承に取り組む必要から、文化財保護法が改正され、平成31年4月1日から施行されます。

今回の主要な改正点は7点あり、そのうち3点が県の文化財保護条例及び文化財保護審議会条例に関連するため、今回、両条例について一部を改正するものです。

3の主な改正の概要ですが、1点目は、(4)にあるとおり、所有者の高齢化等に対応するため、文化財所有者に代わって維持管理できる管理責任者の選任要件が拡大されたことに伴い、県条例を同様に改正します。

2点目は、(6)にあるとおり、文化財への損壊等に対する抑止力として、罰金の最高額が引き上げられたことに伴い、県指定文化財も現行5万円を30万円、3万円を15万円に引き上げます。

3点目は、(7)にあるとおり、地方文化財

保護審議会の必置と選任要件が設定されたことに伴い、県文化財保護審議会条例における引用条項を改正します。

4の施行期日は、平成31年4月1日としています。

なお、(1)の文化財の保存・活用に関する総合的な施策の文化財保存活用大綱については、平成31年度から2年間で作成する予定です。

**大友委員長** 以上で説明は終わりました。

質疑、御意見はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**大友委員長** 別に御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**大友委員長** 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第32号議案大分県立スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について執行部の説明を求めます。

**井上体育保健課長** 議案書の229ページ、第32号議案大分県立スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、御説明します。

配布資料5ページ、1の改正概要ですが、県立武道スポーツセンターの設置に伴い、県立総合体育館の体育館施設を廃止するため、条例の一部を改正するものです。

なお、現行の条例で、県立総合体育館は、体育館とフェンシング場をもって構成されており、今回の改正で体育館が廃止されることにより、フェンシング場が単独施設として残ることとなります。

2の改正内容ですが、新旧対照表を御覧ください。

一つは、第2条の大分県立総合体育館を大分県立フェンシング場に改めます。

二つは、総合体育館の構成を規定する第3条を削除します。

三つは、使用料の根拠規定である第13条の総合体育館をフェンシング場に改めます。

3の施行期日については、平成32年4月1日です。

なお、総合体育館は、フェンシング場を除いて、平成32年4月1日に大分市へ譲渡する予定です。

**大友委員長** 以上で説明は終わりました。

質疑、御意見はありませんか。

**河野委員** フェンシング場の運営に関しては、総合体育館全体を引き継ぐ大分市に委託か何かされるのでしょうか。

**井上体育保健課長** はい、大分市に委託するようにしています。

**大友委員長** ほかに御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**大友委員長** 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第33号議案平成31年度における県立スポーツ施設建設事業に要する経費の市町村負担について執行部の説明を求めます。

**山上屋内スポーツ施設建設推進室長** 議案書の230ページ、第33号議案平成31年度における県立スポーツ施設建設事業に要する経費の市町村負担割合について、御説明します。

配布資料の6ページ、県立スポーツ施設建設事業に係る経費の大分市の負担割合について、地方財政法第27条第2項の規定に基づき、市へ意見を求め、承諾する回答をいただいたので、今回提案するものです。

**大友委員長** 以上で説明は終わりました。

質疑、御意見はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**大友委員長** 別に御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**大友委員長** 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これで付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より、報告をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

まず、次第の①と②の報告をまとめてお願いします。

**檜崎高校教育課長** 久住高原農業高等学校の開校準備及び大分県立くじゅうアグリ創生塾の開校準備状況について御報告します。

資料の7ページ、開校に向けては、竹田市や地元自治会、PTA関係者等からなる準備委員会において校訓などを検討し、学校で決定しました。

1の校訓は、高爽（こうそう）、創生、躍進の三つです。特に、最初の高爽という言葉には、「高い志をもち、心正しく生きる。」という意味とあわせて「高いところにあり、周りがひらけて爽やかな様子」を表す意味もあり、久住高原の名がつく高校ならではの校訓となっています。

次に校章と制服についてですが、お手元にカラーで配布していますので、そちらもあわせて御覧ください。

校章については、公募による応募数53点の中から、御覧のようなデザインに決定しました。制作者は、大分県立鶴崎工業高校の産業デザイン科3年生、後藤咲希さんです。コンセプトにありますように、農業高校を表す要素として、左の「稲」、右の「水」が左右対称で表現され、中央の「高」の文字は、久住高原の「高」、高校の「高」をかけたものです。またその背面には、農業、アグリカルチャーの頭文字Aの文字があり、自然の豊かさを表現する緑色でデザインされています。

制服については、男子がブレザータイプ、女子はセーラージャケットタイプです。全体として、穏やかで心落ち着く学校の雰囲気を出すため濃紺を基調として、ネクタイ、リボン、高原の爽やかなイメージと学校のスクールカラーであるスカイブルーを使ったものとなっています。

4の校歌ですが、地元で愛される学校づくり、さらには全国募集も行う学校として、他校にはない斬新さを打ち出すため、特色ある校歌を目

指し、地元久住高原に活動の拠点を置くDRUM TAOに作詞、作曲を依頼しました。

制作のコンセプトとしては、世界初の和太鼓による校歌に挑戦したということ、そして、歌詞には、御覧のとおり、難解な言葉を用いず、久住高原の壮大で美しい風景を描写し、自然の中で学ぶ子ども達の感情をストレートに表現し、また、親しみのあるタイトルとして、竹田市の特産品であるかぼすをタイトルとしています。

あわせて、生徒募集の状況を報告いたします。

本年度は定員40人に対して、13人が入学しました。31年度は同様の40人で募集したところ、推薦入試で、昨年1人に対して、今年は県内各地から15人の推薦があり、内定しています。

本日、試験が行われている一次入試は、25人の募集に対して受験者は19人で、全国からの受験については、1人となっています。

続きまして、大分県立くじゅうアグリ創生塾の準備状況について御報告します。

資料の8ページをお願いします。

三重総合高校久住校の敷地内に併設して建設中のくじゅうアグリ創生塾と久住高原農業高校の学生寮ですが、31年度の開校に向け計画通り、順調に進んでいる状況です。

全体像の写真を掲載していますが、縦に三つ並ぶ建物のうち、両端の3階建てが、竹田市が建設する学生寮です。寮室は全て2人部屋で、男子29室、女子12室の計41室で冷暖房・Wi-Fiが完備されています。

中央が、くじゅうアグリ創生塾の施設です。1階の食堂と浴室は、くじゅうアグリ創生塾の研修生と久住高原農業高校の寮生が共に利用します。また、食品開発室では、ジャムやジュース等の製造を行うことができます。2階の研修室は80名収容可能で青年農業者等との交流会やグループワークなどを行うことができます。同階にある研修生の宿泊室は全て4人部屋で計10室となっており、全ての部屋に冷暖房を完備しています。

完成予定は3月15日であり、完成式典は、5月21日の開催とし、建設にあたり御協力い

ただいた関係各位をお招きし、建物の見学や記念講演等を行う予定です。

平成31年度の研修ですが、年間150日程度の研修を開催する予定です。県内の一流の農業経営者から経営論を学ぶ研修や、若手農家や仲間と明日の大分県農業を語り合う研修、4年制大学進学者を対象とした進学講座などの魅力ある研修を計画しています。

引き続き、農林水産部や農業法人等の農業生産者・大学関係者などとの連携を強化しながら、本県の農業を担う人材の育成に努めます。

続きまして、香川県との共同運航における実習船の運航準備状況について御説明します。

資料の9ページ、1の新実習船「翔洋丸」の建造については、起工式を平成30年7月に、進水式を11月に宮城県石巻市で行いました。

また、去る3月8日に完成検査を終えたところです。

大型船である「翔洋丸」は675トンで建造され、最新の設備が備わっており、船内の居住性も高く、長期間にわたる航海実習の安全性の向上が担保できる環境となっています。

また、新年度からの運航に向けて、両県で協議を重ね、船内での軽度のトラブルから重大な事故発生まで、危険レベルごとの体制や対応内容をマニュアル化しています。事故が発生しないことが第一ですが、事故発生時もしっかりと対応できるよう両県での体制を整えてまいります。

3の共同航海実習ですが、ハワイ沖への遠洋航海実習が現行の年1回から年2回になります。1回の航海日数も現行より増加し、マグロのはえ縄操業実習が18回から24回に増加するため、漁ろう作業の技能向上が期待できます。

年3回の内地航海実習では、東京湾や瀬戸内海の主要航路を経験させることで、生徒の航海技能・技術の向上につながることを期待しています。また、他校の生徒と互いに切磋琢磨する学習環境が生まれ、学習効果の向上が期待されます。また、指導者においても、指導方法や技術・技能の交流によるスキルアップや意識改革が図られると考えています。

**大友委員長** 以上で説明は終わりました。

質疑、御意見はありませんか。

**藤田委員** 久住高原農業高校の制服なんですけれども、女子はスカートになっていますけれども、パンツというのは選択肢としてはないんでしょうか。

**檜崎高校教育課長** 御覧のスカートでと聞いています。

**藤田委員** 決まった後でニーズがあった場合は、学校単位で判断するということになるんですかね。

**檜崎高校教育課長** 久住高原に限らず、学校で対応します。

**平岩委員** 要望ですけど、パンツスーツについて、私ずっと前に質問したことがあるんですけど、やっぱりパンツを願っている女子生徒って結構多いし、今LGBTの方たちもいらっしゃるし、何せ寒いところですので、パンツもありだなと思っていました。だけど、ここになかったのが今正直驚いちゃったんですけど、そういうこともまた考えていただけたらありがたいなと。女子が何人入ってくるか分からないんですけど、お願いしたいです。

**檜崎高校教育課長** さきほどの説明に少し補足をさせてください。翔洋丸の今回の件ですけども、ハワイへ遠洋航海2回実習と申し上げましたけれども、大分県が1回、それから香川県が1回やります。ただ、専攻科生はこの両方に乗船します。

**大友委員長** 補足を踏まえていいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

**大友委員長** ほかに御質疑等もないので、次第の③と④の報告をまとめてお願いします。

**井上体育保健課長** 平成30年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について御説明します。

資料の10ページ、本調査は、平成20年度から、全国の小学校5年生と中学校2年生を対象に実施しているものです。

1の体力合計点による全国順位を御覧ください。左側の小5、右側の中2ともに、本県児童・生徒の体力は年々向上しており、特に本年度

は、小5男子が初めて全国1位となったのをはじめ、小5女子、中2男女の全てで、過去最高値となりました。

2の実技調査項目ごとの平均値ですが、全国平均を50としたときの本県の数値を表しています。左側の小学校では、男女ともに全ての項目で全国値を上回り、8項目中、男子は6項目、女子は7項目で過去最高値となりました。

右側の中学校では、男女ともに、9項目中、持久走を除く8項目で全国平均を超え、男子は6項目、女子は8項目で過去最高値となりました。

このように、体力が向上している要因として、小学校体育専科教員活用推進校や中学校体力向上推進校はもとより、各学校での授業改善や一校一実践の取組が充実してきたことがあげられます。

次に11ページ、3の女子の1週間の総運動時間の分布から、左側の小学校、右側の中学校ともに、1週間の運動時間が60分未満の女子児童生徒が多いことが分かります。特に中学校では、運動する子としない子の二極化が顕著であり、課題として捉えています。

また、4の運動やスポーツに対する愛好度を見ますと、全体的に8割から9割と高いものの、経年比較では、平成26年度から増えていない状況です。

このことも課題として捉え、今後は、運動が苦手・嫌いと感じている児童・生徒にも、楽しさや喜びを感じさせられるよう、授業や一校一実践を工夫しながら、体力向上の取組を推進してまいります。

**阿部文化課長** 大分県の文化部活動の在り方に関する方針について御説明します。

資料の12ページ、本県では、昨年8月に大分県の運動部活動の在り方に関する方針を策定し、文化部活動についても、これに準じた取扱いとするよう市町村教育委員会や県立学校等に通知しておりましたが、1の(2)にあるように、文化庁が昨年12月に文化部活動のガイドラインを示したことを受け、大分県の文化部活動の在り方に関する方針を策定しました。

2の県の方針に休養日と活動時間の基準について記載しています。中学校は国と同様としていますが、高校は平日、休日ともに1時間長く、また大会・シーズン等を考慮して弾力的な設定も可としています。

これは、県内文化部活動の実態調査結果を踏まえた上で新たな方針に基づく取組が進められている運動部と同様の基準を設定したものです。

13ページ、県内文化部活動の実態把握に関する調査結果の概要です。

表の①のとおり、休養日等活動基準は8割以上の学校で運動部・文化部共通で設定していることや、③の週末の休養日については、高校の約50%が土日とも活動していること等の実態が分かりました。

今後は、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることを趣旨とするこの方針が実効あるものとなるよう、しっかりとフォローアップしながら、各市町村教委や学校等関係機関と連携します。

来年度4月から運用開始の、方針全文については、別添えでお配りしていますので、後刻、御覧いただきたいと思えます。

**大友委員長** 以上で説明は終わりました。

質疑、御意見はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**大友委員長** 別に御質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

以上で、予定の案件は終わりましたが、この際、何かありませんか。

**井上体育保健課長** さきほどの第32号議案大分県立スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、河野委員から御質問があった件です。

フェンシング場を大分市に委託して管理していくのかという御質問でした。大分市に委託と私は述べましたが、公園と一体で管理することにより、各施設の効率的な運用が図られますことから、フェンシング場も県と大分市と連携して管理していきたいと考えています。

以上、訂正させていただきます。

**河野委員** 連携しての意味を少し教えてください。

い。

**井上体育保健課長** 県と大分市が連携して指定管理者を募集し、選定していくということを考えています。

**平岩委員** 大分支援学校のバスの件、特別支援教育課長や教育財務課長に大変御尽力いただいて、私たちが随分声を出していったんですけども、現状として、今どういう状況まで至っているかというのを教えていただきたいです。

それから、人事異動はもう15日には内示が行われるような状況で固まっているとは思いますが、10年3地域という若い方たちが各地域を回るという人事異動の制度が始まってもう8年ぐらいたつんですかね。それに対するいろんな不安も聞きますので、県教委で検証されていることがあれば、課題や、それからよかったという点について、後日教えていただければと思っています。

**佐藤教育財務課長** 大分支援学校のスクールバスについて御説明します。

大分支援学校におけるスクールバスについて、乗車定員を上回る乗車希望者がいることは存じています。その対応策として、各特別支援学校の入学者、転入者の状況を見極めた上で、大分支援学校のバスと他の特別支援学校のバスとの入替えができないかということを検討していましたが、入替えができる状況には至っていません。大分支援学校の保有するバスにはシートベルトが設置されていない座席があることから、子どもを座らせることができるようにシートベルト設置に向けて現在学校において準備を進めているところです。

**平岩委員** ということは、よその学校のバスがこちらに回せる、シートベルトを付ける準備をすればできると捉えていいんですかね。

**佐藤教育財務課長** いえいえ、ほかの学校のバスを持ってくるんじゃなくて、今ある大分支援学校のバスにシートベルトを付けて全員を乗せるようにするという工夫を今進めています。

**平岩委員** ということは、取りあえず来年度入学する子どもたちの希望者の中は、何とか使える、あぶれないと捉えていいんですかね。

**佐藤教育財務課長** そのように今準備を進めています。

**大友委員長** ほかにないようですので、これをもちまして、教育委員会関係の審査を終わりますが、ここで一言、私からお礼を申し上げます。

〔大友委員長挨拶〕

〔工藤教育長挨拶〕

**大友委員長** ありがとうございます。

それでは、これをもちまして、教育委員会関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

〔教育委員会退室〕

**大友委員長** それでは、内部協議を行います。

閉会中の所管事務調査の件について、お諮りいたします。

今期定例会は、15日をもって閉会となりますが、現委員は、議員の任期である4月29日まで委員として在任することになります。

したがいまして、お手元に配布のとおり、各事項について閉会中の継続調査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**大友委員長** 御異議がないので、所定の手続きを取ることにいたします。

それでは、本日の委員会が、このメンバーによる最後の委員会ですので、一言御挨拶申し上げます。

〔大友委員長挨拶〕

**大友委員長** これをもちまして、文教警察委員会を終わります。

1年間、大変お疲れさまでした。